

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

碧南市長

市町村名 (市町村コード)	碧南市 (23209)
地域名 (地域内農業集落名)	新川西端 (西端大久手・西端半崎・西端上・西端下・西荒井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

北部は水稻、小麦、大豆等の土地利用型作物や、田から畑への転換による果樹(イチジク等)が栽培されている。田については複数の担い手への中間管理機構を通じた農地集積が進んでおり、適正な管理がなされている。イチジク畑については担い手が減少しており、田や蔬菜畑に転換するのにも費用がかかるため、耕作放棄地が生じている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

田については今後も地域内の担い手を中心に農用地の集積・集約化を進め、農業生産性の向上を図る。イチジク畑については地域の内外問わず担い手を確保し、農地の保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	247 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	247 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者を中心に農地集積を進める。また、田については団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手が定まり次第、順次中間管理機構を通じた利用権設定を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業については担い手のニーズに応じて実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市・農業委員会・JA・農業大学校・土地改良区などと連携し、相談から定着まで切れ目ない取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

イチジク畑については担い手の減少が懸念されるが、JAのイチジクスクールと連携し、卒業者がスムーズに就農して必要に応じて経営地を拡大していけるようサポートを行い、農地の保全に努める。